

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公表番号】特表2020-523370(P2020-523370A)

【公表日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-031

【出願番号】特願2019-569215(P2019-569215)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/04	(2006.01)
A 6 1 K	35/60	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2017.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/06	(2006.01)
A 6 1 K	47/64	(2017.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/5377	(2006.01)
A 6 1 K	31/517	(2006.01)
A 6 1 K	31/519	(2006.01)
A 6 1 K	33/24	(2019.01)
A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 K	31/704	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/202	(2006.01)
C 0 7 D	239/94	(2006.01)
C 0 7 D	487/04	(2006.01)
C 0 7 D	305/14	(2006.01)
C 0 7 H	15/252	(2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K	33/04	
A 6 1 K	35/60	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	36/06	Z
A 6 1 K	47/64	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 K	31/5377	
A 6 1 K	31/517	
A 6 1 K	31/519	
A 6 1 K	33/24	
A 6 1 K	31/337	
A 6 1 K	31/704	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 K	31/202	
C 0 7 D	239/94	
C 0 7 D	487/04	1 4 0
C 0 7 D	305/14	

C 0 7 H 15/252

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月11日(2021.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

癌の処置のための組成物であって、
前記癌の処置において用いられ、腫瘍細胞の複製を阻害する際に有効な化合物を含む医薬学的な製剤と、
魚油と、
セレンと、
を含む、組成物。

【請求項2】

医薬学的な前記化合物が、イレッサ、タルセバ、アリムタ、シスプラチン、および、ドセタキセルからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記魚油および前記セレンは、相乗効果を提供するために有効な量で提供され、前記相乗効果は、対応する量で個々に提供される場合の前記魚油または前記セレンの相加効果を越えている、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

魚油と、
セレンと、を含む、癌の処置のための組成物であって、
前記魚油および前記セレンは、癌処置様式に対する相乗効果を提供するために有効な量で提供され、前記相乗効果は、対応する量で個々に提供される場合の前記魚油または前記セレンの相加効果を越えている、組成物。

【請求項5】

前記癌処置様式が、癌細胞の複製を阻害すること、転移を低減すること、化学療法薬の有効性を増大させること、耐性癌細胞を化学療法薬に対して増感させること、および化学療法薬の悪液質副作用を減少させることからなる群から選択される、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

前記組成物は、表1に示すような少なくとも三つの成分を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

前記組成物は、表1に示すような量に従って処方されている、請求項6に記載の組成物。

【請求項8】

癌を処置において使用するための化学療法化合物と栄養サプリメントとであって、前記化学療法化合物は、癌の処置において利用され、腫瘍細胞の複製を阻害する際に有効であり、前記栄養サプリメントが魚油とセレンとを含む、化学療法化合物と栄養サプリメント。

【請求項9】

医薬学的な前記化合物が、イレッサ、タルセバ、アリムタ、シスプラチン、および、ドセタキセルからなる群から選択される、請求項8に記載の化学療法化合物と栄養サプリメント。

【請求項 1 0】

前記栄養サプリメントは、表 1 に示す三つ以上の成分を含む、請求項 8 または 9 に記載の化学療法化合物と栄養サプリメント。

【請求項 1 1】

前記栄養サプリメントは、表 1 に示すような量に従って処方されている、請求項 1 0 に記載の化学療法化合物と栄養サプリメント。

【請求項 1 2】

癌化学療法剤に対して耐性である腫瘍細胞の感受性を増大させることによって癌の処置の際に使用するための栄養サプリメントであって、

前記栄養サプリメントが、セレン、魚油、またはセレンと魚油との組み合わせを含み、前記癌化学療法剤が一つ以上の医薬学的な化合物を含む、栄養サプリメント。

【請求項 1 3】

医薬学的な前記化合物は、イレッサ、タルセバ、アリムタ、シスプラチン、タキソール、アドリアマイシン、アバスチン、およびドセタキセルからなる群から選択される、請求項 1 2 に記載の栄養サプリメント。

【請求項 1 4】

前記栄養サプリメントは、表 1 に示す三つ以上の成分を含む、請求項 1 2 または 1 3 に記載の栄養サプリメント。

【請求項 1 5】

前記栄養サプリメントは、表 1 に示すような量に従って処方されている、請求項 1 4 に記載の栄養サプリメント。